

公 告

公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和8年4月17日

公立大学法人金沢美術工芸大学 理事長 山村 慎哉
(公 印 省 略)

1 企画提案書の提出に係る事項

(1) 業務名

公立大学法人金沢美術工芸大学財務会計等システム構築業務委託

(2) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

公立大学法人金沢美術工芸大学財務会計等システム構築業務委託プロポーザル実施要領
(以下「実施要領」という。)による。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとして、実施要領に基づく受審資格の確認により受審資格を認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) この公募型プロポーザル実施の公告の日から、契約締結の日までにおいて、本学、国又は金沢市を含む地方公共団体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (3) 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 過去10年以内(平成28年4月1日以降)に、複数の公立大学法人において、財務会計等システムの導入及び稼働実績を有する者。

3 実施要領の交付等に関する事項

- (1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地並びにこのプロポーザルに関する問合せ先
〒920-8656 石川県金沢市小立野 2-40-1
公立大学法人金沢美術工芸大学事務局 総務係
TEL 076-262-3531 FAX 076-262-6594
電子メール admin@kanazawa-bidai.ac.jp (本学代表アドレス)
- (2) 実施要領は、本学ホームページ (<https://www.kanazawa-bidai.ac.jp/>) で公開する。

4 受審資格の確認に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて受審資格の確認の申請をしなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年4月28日(火) 17時
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (3) 提出先 3(1)に同じ。

5 本業務に関する質問

本業務に関する質問事項については、所定の質問書により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和8年5月18日(月) 正午
- (2) 受付方法 質問書を電子メール(3(1)の電子メール宛)により提出するものとする。
- (3) 回答方法 参加申込者全員に対し、令和8年5月26日(火) 17時までに電子メールにより回答する。

6 企画提案書の作成・提出

実施要領に基づき、企画提案書を作成・提出すること

- (1) 提出期限 令和8年6月2日(火) 17時
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (3) 提出先 3(1)に同じ。

7 選定委員会(プレゼンテーション審査)に関する事項

- (1) 日 時 令和8年6月18日(木)
なお、時間については別途通知する。
- (2) 場 所 公立大学法人金沢美術工芸大学

8 受託者の決定に関する事項

7の選定委員会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められる者を受託予定者とする。

9 その他

- (1) 受審資格の喪失
実施要領による。
- (2) 契約書作成の要否
要(契約に係る約款(案)は、別紙に示すとおりとする。)
- (3) 契約保証金
公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程の規定による。
- (4) この公告に掲げるもののほか、企画提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。